

リスク分担表

①共通リスク（○：主担当、△：従担当、－：負担なし）

リスク項目		No.	リスク内容	負担者		備考
				市	指定管理者	
書類	書類の誤り	1	募集要項など市が作成した公募書類の瑕疵	○	－	
		2	申請書など指定管理者が作成した書類の瑕疵	－	○	
信用		3	指定管理者の能力不足などに起因する計画の変更、費用の増加	－	○	
制度関連	関連法令・制度変更	4	本件事業に影響を及ぼす変更	○	－	
		5	広く一般的に摘要され、本件事業以外の他の温浴事業すべてに影響を及ぼす変更	△	○	(注1)
	許認可等	6	本件事業にあたり市が取得すべき許認可等の遅延	○	－	
		7	本件事業にあたり指定管理者が取得すべき許認可等の遅延	－	○	
	税制変更	8	本件事業に影響を及ぼす変更	－	○	
		9	広く一般的に適用され、本件事業以外の他の温浴事業すべてに影響を及ぼす変更	△	○	(注1)
	政治・行政	10	市の政策変更による本件事業の変更・中止	○	－	
社会	住民対応	11	地域との協調	－	○	
		12	市が行う調査及び施設の設置に起因する住民反対運動・訴訟・苦情・要望への対応	○	－	
		13	指定管理者が行う施設の維持管理、運営に起因する住民反対運動・訴訟・苦情・要望への対応	－	○	
	第三者賠償	14	市が行う業務に起因する事故に対する損害賠償	○	－	
		15	指定管理者が行う業務に起因する事故及び維持管理の不備による事故に対する損害賠償	－	○	
	環境保全	16	指定管理者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、水質汚濁、大気汚染（臭気を含む。）など環境問題への対応	－	○	
経済	物価変動	17	維持管理・運営期間中の物価変動	△	○	(注1)
	金利変動	18	維持管理・運営期間中の金利変動	△	○	(注1)
債務不履行		19	市の債務不履行、市の事由による事業の中断	○	－	
		20	指定管理者の事業放棄、事業破綻に起因するもの	－	○	
		21	指定管理者が提供するサービスの品質が一定のレベルを満たさない場合	－	○	
不可抗力		22	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然的又は人為的な事象のうち通常予見可能な範囲を超えるものを起因とする損害発生、事業の中止及び事業者が業務の一部を実施できなかった逸失利益分	○	△	(注2)

②運営・維持管理リスク（○：主担当、△：従担当、－：負担なし）

リスク項目		No.	リスク内容	負担者		備考
				市	指定管理者	
運営	計画変更	23	市の要求・指示の変更等に起因する業務内容の変更	○	－	
		24	指定管理者の責めに起因する業務内容の変更	－	○	
	運営開始	25	市の要求・指示の変更等に起因する運営開始(開業)の遅延	○	－	
		26	指定管理者の責めに起因する運営開始(開業)の遅延	－	○	
		27	関連法令・制度の変更に起因する運営開始(開業)の遅延	△	○	(注1)
		28	不可抗力に起因する運営開始(開業)の遅延	○	△	(注2)
	性能	29	運營業務(サービス内容)管理基準不適合	－	○	
	需要変動	30	施設利用者数の増減による収入の変動	協議		(注1)
		31	施設利用者数の増減による支出の変動			
	自主事業	32	市の主催・共催による自主事業	○	－	
		33	指定管理者の主催・提案による自主事業	－	○	
	競合施設	34	周辺の温浴施設との競合による利用者の変動	－	○	(注1)
	運営費の増加	35	市の要求・指示の変更等に起因する運営費の増加	○	－	
		36	関連法令・制度の変更に起因する運営費の増加	△	○	(注1)
		37	不可抗力に起因する運営費の増加	○	△	(注2)
		38	物価変動を含む上記以外を起因とする運営費の増加	○	△	
	商品等調達	39	運營業務に必要な商品・消耗品等の調達	－	○	
	利用者対応	40	市が行う業務に起因する苦情やトラブル等	○	－	
		41	指定管理者が行う業務に起因する苦情やトラブル等	－	○	
	温泉供給	42	指定管理者による施設の管理不備を起因とする供給の減少・中断	－	○	
		43	湧出地から指定管理者管理施設までの温泉配管システムの管理不備などを起因とする供給の現象・中断	△	○	(注1)
		44	源泉の枯渇、泉量、泉質、泉温の変化等、温泉自体を起因とする供給の減少・中断	○	△	(注3)
	支払遅延・不能	45	市から指定管理者への指定管理料の支払遅延・不能	○	－	
	その他	46	本件施設における感染症その他の事故の発生	－	○	
維持管理	計画変更	47	市の要求・指示の変更等に起因する業務内容の変更	○	－	
		48	指定管理者の責めに起因する業務内容の変更	－	○	
	地質・地盤	49	地質・地盤状況の変化により発生した施設の異常	○	－	
	維持管理費増加(修繕・設備更新費を含む。)	50	市の要求・指示の変更等に起因する維持管理費の増加	○	△	
		51	源泉の泉量・泉質・泉温の変化による維持管理費の増加	○	－	(注3)
		52	関連法令・制度の変更に起因する維持管理費の増加	△	○	(注1)

リスク項目		No.	リスク内容	負担者		備考
				市	指定管理者	
維持管理		53	不可抗力に起因する維持管理費の増加	○	△	(注４)
		54	物価変動を含む上記以外を起因とする維持管理費の増加	○	△	
	施設・設備 の損傷	55	市の責めを起因とするもの（構造上の瑕疵によるもの等）	○	－	
		56	指定管理者の責めを起因とするもの（管理上の瑕疵によるもの等）	－	○	
		57	市、指定管理者のどちらの責めにもよらない事故や火災の発生などを起因とするもの	協議		(注４)
施設・設備		58	施設・設備の修繕	△	○	(注５)
		59	施設・設備の新築、増築、改修、改築	○	△	(注６)
		60	備品の新規購入	○	－	(注８)
		61	備品の更新	○	－	(注８)
		62	備品の修繕	△	○	(注７)
事業終了		63	本事業契約終了時の引継業務のための諸経費	－	○	

- (注1) 基本的に指定管理者の負担としますが、事業に著しく影響を与える場合は双方で協議した上で対応することとします。
- (注2) 不可抗力事由の発生により生じる費用は原則として市の負担としますが、一定の金額・割合等までは指定管理者が負担します。
- (注3) 本件事業に著しく影響を与える場合、不可抗力とみなします。
- (注4) 指定管理者は必ず当該リスクに対応する保険に加入し、それを超える部分については不可抗力とみなします（保険未加入の場合は事業中断及び施設損傷による市から指定管理者への損害賠償請求の対象とします。）。
- (注5) 20万円を超える場合は、市が負担します。市の承認を得て指定管理者の費用と責任において施設・設備の修繕ができますが、これに対する権利を主張することはできません。
- (注6) 市の承認を得て指定管理者の費用と責任において施設・設備の新築、増築、改修、改築ができますが、これに対する権利を主張することはできません。
- (注7) 20万円を超える場合は、市が負担します。
- (注8) 基本的に市の負担としますが、購入備品の必要性や内容に関しては双方で協議した上で対応することとします。